



令和5年度答申第1号
令和5年10月6日

国分寺市長 井澤邦夫 様

国分寺市国民健康保険事業の
運営に関する協議会

会長 内藤孝雄



答 申 書

令和5年6月29日付け諮問第1号により諮問のありました事項について、下記のとおり答申いたします。

記

諮問事項1 国民健康保険税の課税限度額について

当協議会は、本市国民健康保険税の課税限度額の状況及び地方税法施行令の改正、また課税限度額改定による影響額などについて、市の説明を受け審議を行った。

審議の結果、国民健康保険税の課税限度額を定める地方税法施行令が改正されたこと及び他市の状況に鑑みて、本市国民健康保険税の課税限度額について、諮問のとおり後期高齢者支援金分を200,000円から220,000円に改定することは妥当と考える。

諮問事項 2 国民健康保険税の税率改定について

当協議会は、本市国民健康保険の財政状況、東京都から示された標準保険料率の状況、また国民健康保険税の税率改定による影響額などについて市の説明を受け審議を行った。

審議の結果、令和6年度からの国民健康保険税の税率については、医療分を5.46%から6.00%、後期高齢者支援金分を1.80%から1.98%、介護保険分を1.57%から1.84%に改定することが妥当であると考えます。

なお、今後の税改定に当たっては、令和6年度以降の東京都国民健康保険運営方針を参考に東京都と連携を図り、市の一般会計に与える影響や被保険者の急激な負担増とならないよう、標準保険料率を見据え適宜改定していくことが必要である。

あわせて、市の役割として示されている医療費の適正化、収納率の向上及び疾病予防や重症化予防のための保健事業の実施等をさらに強化し、国民健康保険制度の安定的な運営を確保すること。